

うべまると元気ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業主体のうべまると元気ネットワーク（以下「元気ネットワーク」という。）を設置し、平成24年12月から平成27年3月まで「うべまると元気雇用拡大プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）が取り組んできた事業のうち6次産業化・農商工連携及び着地型観光の実践事業についてその成果を継承し、及び発展させ、更に収益性のある着地型旅行商品の造成等の地域経済循環型システムの構築に寄与する事業に取り組むことにより、もって6次産業化等の民間ビジネスへの発展及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 元気ネットワークは前条の目的を達成するため、次に掲げる事業に取り組む。

- (1) プロジェクトの成果物の商品化及びその販路の開拓・拡大
- (2) 本市の一次産品を活用した新製品の開発
- (3) 本市で生産又は製造がなされた特産品等の販路の開拓・拡大
- (4) プロジェクトで実施したモニターツアーについてのブラッシュアップ又は新たな地域資源の開発
- (5) 旅行会社、交通事業者等の観光に関する各種機関及び近隣市との連携による既存旅行商品のブラッシュアップ及び新たな着地型旅行商品の造成
- (6) グリーンツーリズム等の着地型旅行の商品化
- (7) その他、6次産業化・農商工連携及び着地型観光に関するもの

(ネットワークの形成)

第3条 元気ネットワークは、第1条の目的を達成するため、6次産業化・農商工連携及び着地型観光のネットワークを形成する。

(登録の要件)

第4条 元気ネットワークに登録しようとする個人、企業、団体等（官公庁、公共法人等を含み、政治団体、宗教法人、反社会勢力及び公序良俗に反する団体を除く。以下「企業等」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 元気ネットワークの取組に賛同し、商品開発、販路拡大、情報発信等を意欲的に行うもの
- (2) 元気ネットワークの信用を傷つけるおそれのないもの
- (3) 消費者の利益を害するおそれがないもの
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教活動の支援又は特定の企業等の売名行為につながるおそれのないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでない者
- (6) その他元気ネットワークの取組に支障を来すおそれのないもの

(登録の申込み)

第5条 元気ネットワークへの登録希望者は、登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、個人にあっては本人確認ができる書類を、企業、団体等にあってはパンフレット等の事業概要が分かるものを添付し、市長に提出して申し込むものとする。

(台帳の登録)

第6条 市長は、前条の登録申込書の内容が、第4条各号の要件を満たしているかどうかを確認の上、適当と認めるときは、元気ネットワークの会員として、登録台帳（様式第2号）に登録するとともに登録決定通知書（様式第3号）により、登録者に通知する。

（元気ネットワークの活動）

第7条 前条の規定により会員登録をした企業等（以下「会員」という。）は、自己責任において、関係機関及び会員同士で情報交換又は連携を図り、製造、販売等の事業を行い、その成果については事務局に報告するものとする。

（登録情報の公開）

第8条 市長は、会員の承諾した範囲内でその活動内容等をホームページにおいて公開することができる。

（登録の期間等）

第9条 登録台帳への登録期間は、登録台帳に登録された日から、会員から退会届書（様式第4号）により登録抹消の申し出があった日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、会員が第5条に定める要件を欠くこととなったときは、職権でこれを抹消することができる。

3 前項に規定する場合のほか、市長は、登録内容等の情報が事実と反することが判明したときは、職権でこれを抹消することができる。

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、登録取消通知書（様式第5号）により登録者に通知する。

（登録内容の変更等）

第10条 会員は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出は、登録申込書により行うものとする。

3 登録者が登録内容の変更又は抹消を申し出たときは、市長は、速やかにこれを変更し、又は抹消する。

（事務局）

第11条 元気ネットワークの事務局を宇部市産業経済部産業政策課に置く。

2 事務局は、ネットワークの運営に必要な事務処理等を行う。

3 元気ネットワークの活動において、アドバイザー等が必要なときは、市がこれを派遣する。

4 人材育成に関するセミナー等は、市がこれを開催する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。